

環境活動報告書

2014年度

(期間：2014.4.1～2015.3.31)

ソウ アール
エコ三R君 (エコ型ロボット)



人に優しく、環境に優しく
ECOLGY SERVICE
松山容器株式会社

ECOLOGY SERVICE

<http://www.matsuyama-youki.jp>

目 次

目 次	1
1. 会 社 概 要	2
2. 経 営 理 念	2
3. 適 用 範 囲	2
4. 環 境 方 針	3
5. 環境マネジメント組織図（資源、役割、責任及び権限）	4～5
6. 環 境 目 的 ・ 目 標	6
7. 環 境 保 全 活 動 計 画	6
8. 環境目的・目標の実績（中長期）	7～10
9. 環境関連法規制登録一覧及び順守評価	11～16
10. マネジメントレビュー	17～19

1. 会社概要

商号	松山容器株式会社
所在地	〒791-8042 愛媛県松山市南吉田町2145番地1
電話	089-971-5403
FAX	089-973-1517
URL	www.matsuyama-youki.jp
E-mail	youkim@orange.ocn.ne.jp
創業	昭和30年9月（設立：昭和47年1月）
資本金	30,000,000円
社員数	80名
代表者	代表取締役 天野 和久
事業内容	一般廃棄物収集運搬業務
	産業廃棄物収集運搬及び処分業務
	特別管理産業廃棄物収集運搬及び処分業務
	再生資源販売業務

2. 経営理念

我が社はリサイクルを推進し社会に貢献します。

3. 適用範囲

本 社 工 場 ： 愛媛県松山市南吉田町2145番地1

【自治体分別集業務、容器包装リサイクル関係業務、一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業務、産業廃棄物の中間処理業務】

第 3 工 場 ： 愛媛県松山市南吉田町2144番地1

【産業廃棄物中間処理業務】

第 4 工 場 ： 愛媛県松山市南吉田町2149番地1

【各自治体の容器包装リサイクルプラスチックの保管場所】

第5工場、営繕：愛媛県松山市南吉田町2225番地1

【廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくずの積替え保管場所、OA機器再資源化業務、修理業務】

第 7 工 場 ： 愛媛県松山市南吉田町2224番地1

【産業廃棄物の中間処理業務】

4. 環境方針

環 境 方 針

基 本 方 針

松山容器株式会社は、創業以来の経営理念である『廃棄物の再資源』を柱にリサイクルの徹底や、廃棄物の適正処理を最重要課題として、地球環境の保全に努め『エコロジーサービス』をスローガンに、循環型社会の実現に積極的に貢献していきます。

活 動 方 針

廃棄物処理業を営む者として、再資源化業務、収集運搬業務、中間処理業務をしていることを踏まえ、以下の項目に関して松山容器株式会社・本社並びに工場の環境管理を行う。

環境管理システムの構築と汚染の予防及び継続的改善

当社の活動、製品及びサービスが環境に与える負荷を的確にとらえ、環境側面を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。

環境関連法規則等の順守

当社の活動、製品及びサービスの環境側面にかかわる、環境関連の法律、規則、協定及び組織が同意するその他要求事項を順守するとともに環境保全活動管理の向上を図る。

企業活動における汚染の予防への環境目的・目標

技術的、経済的に可能な範囲で定め、その状況を把握して年1回の定期的な見直し項目を次に定める。

- ①受け入れ及び事業所から発生した廃棄物の分別回収とリサイクル及び再資源化を推進する。
- ②電気・水道水などの省エネルギーと省資源を推進する。

組織で働く又は組織の為に働くすべての人並びに関係者への周知

環境教育や社内広報活動を通じ、組織で働く又は組織の為に働く全ての人に対する環境方針の周知と徹底を図るとともに、全員参加による推進に努めて、関係取引先にも方針の理解と協力を要請する。

—この環境方針は社外に公表し、一般の人々が入手可能とする—

2014年 4月 1日

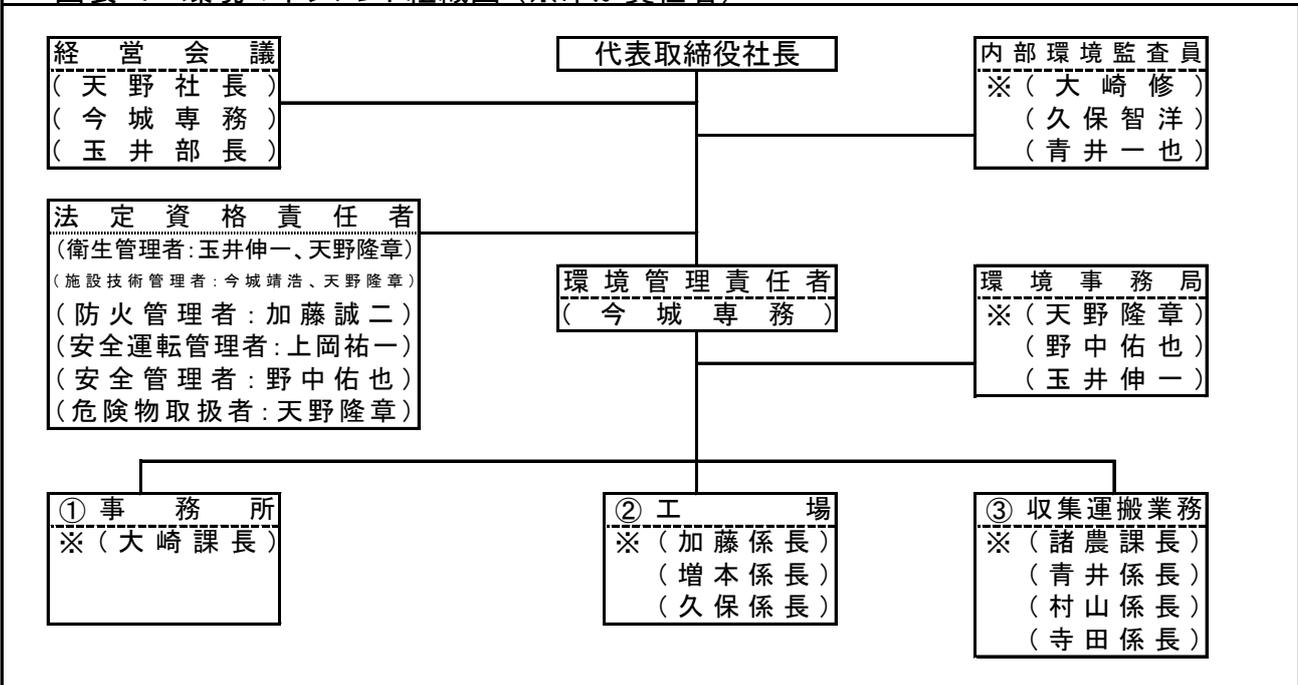
松山容器株式会社
代表取締役 天 野 和 久

5. 環境マネジメント組織図（資源、役割、責任及び権限） [1/2]

会社の環境マネジメントシステムを継続的に推進するための資源、役割、責任及び権限を下記の通り定め、環境保全活動を推進する。

1. 組織及び体制は図表-4の通りとし、組織図は周知する。

図表-4 環境マネジメント組織図（※印が責任者）



2. 組織の役割と基本機能

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| ①経営層: 代表取締役社長 | →環境マネジメントシステムの運営最高責任者 |
| ②経営会議: 代表取締役社長、専務、部長 | →環境マネジメントシステムに関する審議機関 |
| ③内部環境監査責任者: 社長が指名する者 | →環境マネジメントシステムの監査責任者 |
| ④環境管理責任者: 専務 | →経営層に選任された環境マネジメントシステムの管理責任者 |
| ⑤環境事務局: 環境管理責任者が指名する者 | →システムの構築、維持・管理の専任者 |
| ⑥実行部門長: 組織図の実行部門の責任者 | →環境マネジメントシステムの運用と実行の責任者 |

3. 責任と権限

環境マネジメントシステムを運用する主な役割と責任は以下の通りとする

役割	主な責任と権限
代表取締役社長	①環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、改善するために不可欠な人的資源及び専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術、並びに資金の提供 ②環境方針の設定 ③環境管理責任者の選任(他の責任にかかわらず) ④内部環境監査責任者の選任 ⑤環境マネジメントマニュアルの承認 ⑥著しい環境側面、法規制その他の要求事項、目的・目標、環境保全活動計画の承認 ⑦内外のコミュニケーションの承認 ⑧緊急事態発生時の最高指揮者 ⑨監査計画及び監査報告の承認 ⑩環境マネジメントシステムの見直し
内部環境監査責任者	①内部環境監査員の選任 ②内部環境監査員登録リストの作成 ③環境マネジメントシステム監査の計画 ④環境マネジメントシステム監査の実施 ⑤環境マネジメントシステム監査の報告及び不適合是正の指示、確認

5. 環境マネジメント組織図（資源、役割、責任及び権限）〔2/2〕

役割	主な責任と権限
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ①ISO14001の要求事項に適合する環境マネジメントシステムを構築し、実施、維持する ②環境マネジメントシステムの運用実績及び改善の為の提案を経営層へ報告 ③環境方針設定に必要な情報の提供と環境方針の周知 ④環境影響評価一覧と登録表の作成 ⑤法規制その他の要求事項の登録表の作成 ⑥目的・目標の作成・改定 ⑦全社の環境保全活動の作成 ⑧経営会議への審議事項、進捗報告と議事録の作成 ⑨年間教育・訓練計画の承認 ⑩内外コミュニケーションの対応と記録 ⑪システム文書管理の主管 ⑫システム運用ならびに監視・測定管理 ⑬緊急事態に対する準備と管理及び対応できる手順書の承認 ⑭不適合是正及び予防処置 ⑮環境マネジメントシステム監査結果のフォローアップ ⑯緊急時に代表取締役が指揮を取れない場合は、代行して指揮を行う。
実行部門長	<ul style="list-style-type: none"> ①自部門の環境影響評価の実施・見直し ②環境保全活動計画の改定 ③環境保全活動計画の進捗管理及び環境管理責任者への報告 ④年間教育・訓練計画の作成と実施及び環境管理責任者への実施報告 ⑤内部コミュニケーションから得た情報を環境管理責任者へ報告 ⑥外部コミュニケーションへの対応 ⑦自部門の環境記録の管理と保管 ⑧自部門の作業手順書の作成と管理 ⑨自部門の不適合是正及び予防処置
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①環境管理活動に関する記録の保管 ②環境に関する文書管理 ③環境保全活動に関する窓口業務 ④「環境マネジメントマニュアル・環境マネジメントマニュアル付表」の制定、改定、廃止の管理 ⑤環境教育訓練プログラムの起案 ⑥環境マネジメント記録一覧表の起案 ⑦環境管理責任者不在時の職務の代行 ⑧環境マネジメント会議議事録の起案 ⑨全社の環境記録の管理と保管 ⑩全社共通の作業手順書の作成と管理 ⑪環境保全活動計画の作成 ⑫内外コミュニケーションへの対応と記録
経営会議審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ①環境方針 ②環境影響評価、登録 ③環境関連法規制その他の要求事項の登録 ④目的・目標 ⑤環境保全活動計画 ⑥環境保全活動計画の進捗管理報告 ⑧不適合是正処置 ⑦環境マネジメントシステム監査報告確認 ⑧その他環境マネジメントに係わる案件

6. 環境目的・目標 7. 環境保全活動計画

2014年度

作成日：2014年 4月 24日

環境目的・目標登録表(全社)

環境目的	基準		環境目標			主な手段(環境保全活動計画)	担当部門 又は担当
	2011年度実績	比較対象	2012年度実績	2013年度	2014年度		
廃棄物の適正処理による環境負荷の低減							
・受託品のうち産業廃棄物のリサイクル率を上げる。 2014年度までにリサイクル率を50%とする。	43.4%	リサイクル率	55.0%	59.8%	59.8%	・循環型社会形成推進基本法 ・廃棄物処理法 ・分別回収 ・選別作業の向上	工場
コミュニケーション							
・行政、市民、受託先等の収集運搬業務へのクレームを少なくする。 2014年度までに16回とする。	19回	クレーム数	9回	6回	6回	・ゴミステーションの取り忘れを少なくする ・クレーム内容の分析 ・事例集の作成	収集運搬
・外部からの工場見学依頼を随時受入れる。	13組・170人	見学数	随時	随時	随時	・廃棄物処理フローの説明 ・リサイクルの推進	
地球温暖化防止							
・電力使用量の削減 2014年度までに66,331kwhとする。	67.372kwh (全社合計)	使用量	66,178Kwh	70,076kwh	72,710kwh	・照明、空調の節電 ・設備の適正稼働 ・月1回の場内パトロール	工場
資源の枯渇							
・会社全体の水道水の使用量の削減 節水を心がけ水道水の使用量を少なくする。 2014年度までに2,421m ³ 以下とする。	2,460m ³	使用量	2,069m ³	2,207m ³	2,195m ³	・無駄な水の使用を避ける ・水道の使用時は蛇口をこまめに閉める ・節水意識の向上と周知徹底	工場
環境配慮型の事業展開							
・環境負荷の少ない商品を購入 2014年度まで対象商品は、購入する。	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	・グリーン購入法適合商品、エコマーク商品 GPNデータブック商品の購入	事務所
環境美化							
・NPO活動や清掃活動を行なう。	随時受入れ	随時	随時	随時	随時	・松山市市民大清掃 ・愛媛県産業廃棄物協会不法投棄パトロール	事務所
・社内の整理、整頓、清掃、清潔を行う。	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施	・実行部門長の指導	工場
・収集車両の洗車、清掃を行う。	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施	毎日実施	・実行部門長の指導	収集運搬
取引先への働きかけ							
・会社の環境保全活動の紹介と協力要請	—	—	常時	常時	常時	・環境方針の配布	事務所
県、市行政、業界団体等と連携した環境活動							
・環境支援活動の案内、要請があれば随時、他の活動へ積極的に参加協力する。	随時受入れ	随時	随時	随時	随時	・外部勉強会、セミナー、見学受入 ・業界団体支援活動参加	事務所

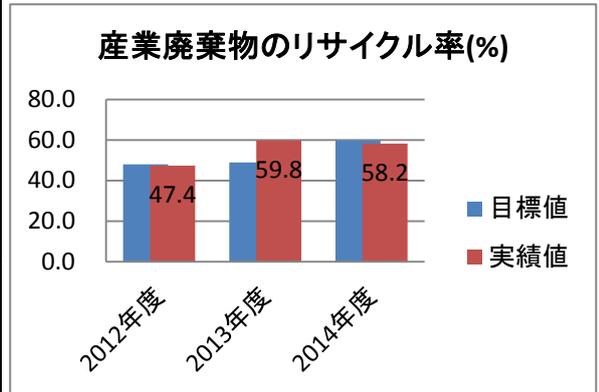
8. 環境目的・目標の実績表（中長期）

は未達成

廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

年度	環境目的	目標値(%) 実績値(%)		達成率 (%)
		目標	実績	
2012年度	産業廃棄物のリサイクル率を上げる。 2014年度までにリサイクル率を50%とする。 2012年度は48.0%とする。	目標	48.0	114.6
		実績	55.0	
2013年度	産業廃棄物のリサイクル率を上げる。 2014年度までにリサイクル率を50%とする。 2013年度は49.0%とする。	目標	49.0	122.0
		実績	59.8	
2014年度	産業廃棄物のリサイクル率を上げる。 2014年度までにリサイクル率を59.8%とする。 2013年度は59.8%とする。	目標	59.8	59.8
		実績	58.2	

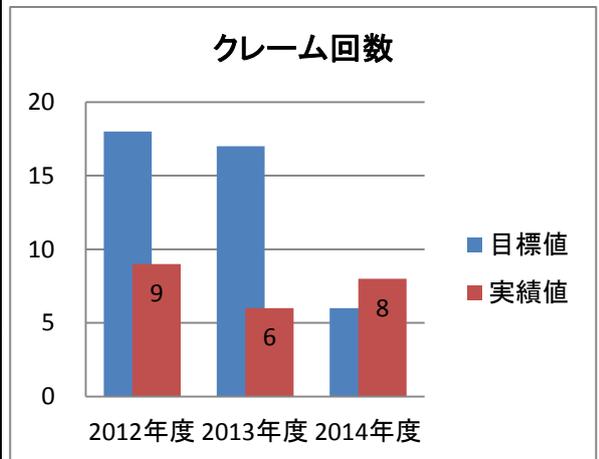
達成率100%以上は適合、100%未満は不適合



コミュニケーション

年度	環境目的	目標値(回) 実績値(回)		達成率 (%)
		目標	実績	
2012年度	行政、市民、受託先等の収集運搬業務へのクレームを少なくする。 2014年度までに16回とする。 2012年度は18回とする。	目標	18	50.0
		実績	9	
2013年度	行政、市民、受託先等の収集運搬業務へのクレームを少なくする。 2014年度までに16回とする。 2013年度は17回とする。	目標	17	35.3
		実績	6	
2014年度	行政、市民、受託先等の収集運搬業務へのクレームを少なくする。 2014年度までに6回とする。 2014年度は6回とする。	目標	6	133.3
		実績	8	

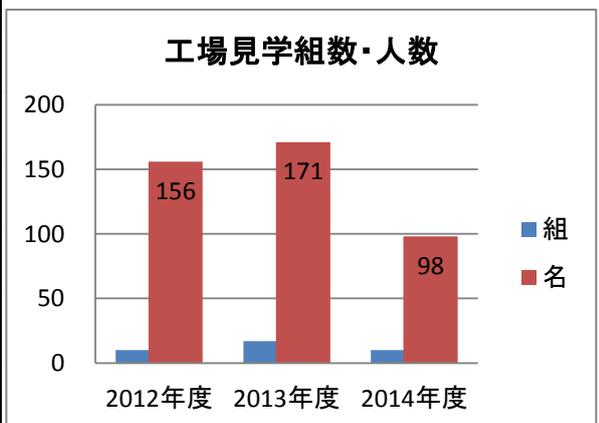
達成率、100%未満は適合、100%以上は不適合



コミュニケーション

年度	環境目的	目標値(随時) 実績値(組・回)	
		目標	実績
2012年度	外部からの工場見学を随時受け入れる。	目標	随時受入れ
		実績	10組・156名
2013年度	外部からの工場見学を随時受け入れる。	目標	随時受入れ
		実績	17組・171名
2014年度	外部からの工場見学を随時受け入れる。	目標	随時受入れ
		実績	17組・171名

数値目標は設定せずに随時受入れをする。



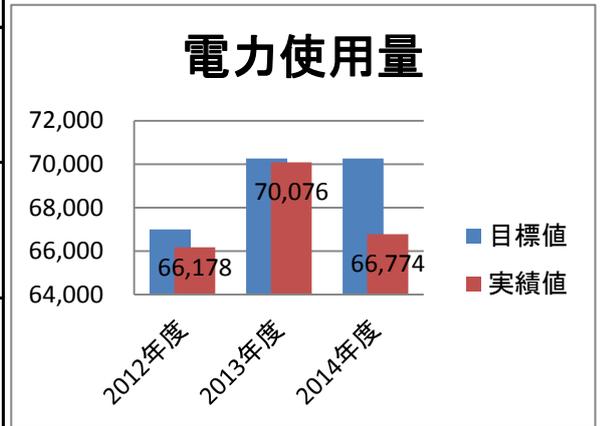
8. 環境目的・目標の実績表（中長期）

は未達成

地球温暖化防止

年度	環境目的	目標値(kwh)		達成率 (%)
		目標	実績	
2012年度	電力使用量の削減 2014年度までに使用量を66,331kwh以下にする。 2012年度は67,000kwh以下とする。	目標	67,000	98.8
		実績	66,178	
2013年度	電力使用量の削減 2014年度までに使用量を66,331kwh以下にする。 2013年度は70,265kwh以下とする。	目標	70,265	99.7
		実績	70,076	
2014年度	電力使用量の削減 2014年度までに使用量を72,710kwh以下にする。 2014年度は70,265kwh以下とする。	目標	70,260	95.0
		実績	66,774	

達成率100%未満は適合、100%以上は不適合

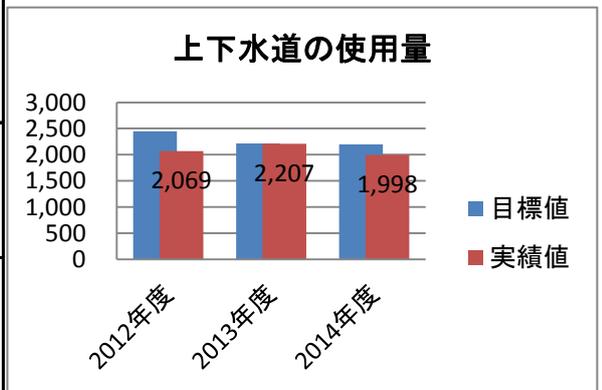


※2013年度は、新規倉庫及び新規設備を導入した為、目標値の見直しを行い、前年度より目標値が上がっています。

資源の枯渇

年度	環境目的	目標値(m³)		達成率 (%)
		目標	実績	
2012年度	会社全体の水道水の使用量の削減 2014年度までに使用量を2,195m³以下にする。 2012年度は2,447m³以下とする。	目標	2,447	84.6
		実績	2,069	
2013年度	会社全体の水道水の使用量の削減 2014年度までに使用量を2,195m³以下にする。 2013年度は2,215m³以下とする。	目標	2,215	99.6
		実績	2,207	
2014年度	会社全体の水道水の使用量の削減 2014年度までに使用量を2,195m³以下にする。 2014年度は2,195m³以下とする。	目標	2,195	91.0
		実績	1,998	

達成率100%未満は適合、100%以上は不適合



8. 環境目的・目標の実績表（中長期）

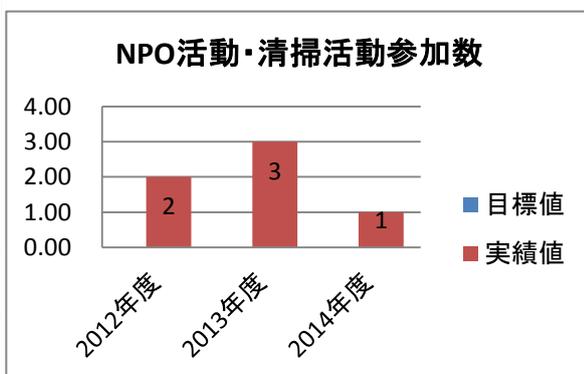
環境配慮型の事業展開

年度	環境目的	目標値	達成率 (%)
		実績値	
2012年度	環境負荷の少ない商品を購入する。 2014年度まで対象商品は購入する。	目標	数値目標は設定しないでチェックシートで確認する。
		実績	
2013年度		目標	
		実績	
2014年度		目標	
		実績	

環境美化

年度	環境目的	目標値(随時) 実績値(回)	
		目標	実績
2012年度	NPO活動や清掃活動を行う。	目標	随時参加
		実績	2
2013年度		NPO活動や清掃活動を行う。	目標
	実績		3
2014年度	NPO活動や清掃活動を行う。		目標
		実績	1

目標数値は掲げずに随時参加する。



環境美化

年度	環境目的	目標値	達成率 (%)
		実績値	
2012年度	社内の整理、整頓、清掃、清潔を行う。	目標	数値目標は設定しないでチェックシートで確認する。
		実績	
2013年度		目標	
		実績	
2014年度		目標	
		実績	

8. 環境目的・目標の実績表（中長期）

環境美化

年度	環境目的	目標値	達成率 (%)
		実績値	
2012年度	収集車両の洗車、清掃を行う。	目標	数値目標は設定しないでチェックシートで確認する。
		実績	
2013年度		目標	
		実績	
2014年度		目標	
		実績	

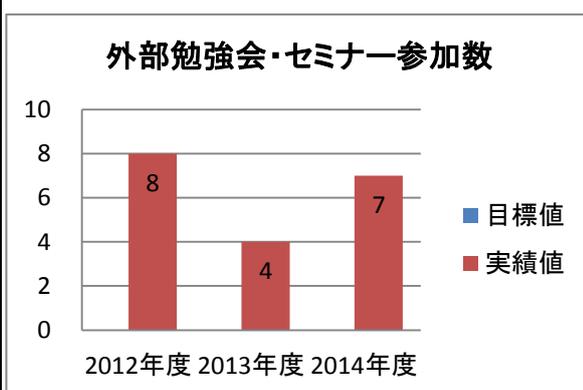
取引先への働きかけ

年度	環境目的	
2012年度	会社の環境保全活動の紹介と協力要請	社員に環境方針の周知徹底を図る。 関係取引先に方針の理解と協力要請。 ホームページで環境方針を発信する。
2013年度		
2014年度		

外部勉強会・セミナーへの参加

年度	環境目的	目標値(随時) 実績値(回)	
		目標	実績
2012年度	外部セミナーや関連法規性等の改正など業務に関連する勉強会への積極的参加。	目標	随時参加
		実績	8
2013年度	外部セミナーや関連法規性等の改正など業務に関連する勉強会への積極的参加。	目標	随時参加
		実績	4
2014年度	外部セミナーや関連法規性等の改正など業務に関連する勉強会への積極的参加。	目標	随時参加
		実績	7

目標数値は掲げずに随時参加する。



図表-20-1 環境関連法規制登録一覧表・順守評価表(1/6)

代表取締役	環境管理責任者	環境事務局

法規制登録日:平成26年4月1日
 順守評価日:平成27年3月21日(2回目)

* 許可、届出、報告等、社外との連絡、事務手続きは事務所が担当する。

法規制名称	規制内容	対象設備・物質	許可	届出	報告	必要資格	資格保持者	対象部門	順守評価欄	判定
環境基本法 (環境・リサイクル)	事業者の責務 ・公害防止、自然環境を適正に保全するための必要な措置を講ずる。 ・製品等が廃棄物となった場合に適切な処置が図られるように必要な措置を講ずる。 ・環境負荷低減に努めるとともに、再生資源その他の原材料を利用する。 ・国又は地方公共団体が実施する環境保全に関する施策に協力する。		-	-	-	-	-	全部門	届出等必要なし	○
循環型社会形成 推進基本法 (環境・リサイクル)	(1)事業者の責務 ・廃棄物の抑制 ・循環型利用の推進 ・廃棄物の再生利用などにより減量化 ・国及び地方公共団体の施策に協力、適正廃棄処理		-	-	-	-	-	全部門	届出等必要なし	○
大気汚染防止法 (環境)	特定施設設置届、構造変更時の事前届出 ・ばい煙発生施設ボイラー(伝熱面積10㎡以上又は燃焼能力重油換算50kg/h以上) ・ばい煙発生施設廃棄物焼却炉(火格子面積2㎡以上又は燃焼能力200kg/h以上)	・廃棄物焼却炉 1基 (火床面積4.46㎡・能力500kg/時)	-	○	-	(届出) 公害防止管理者 不要(4万Nm3以下)	-	焼却炉	設置届:平成9年1月29日 (変更届:平成26年1月24日)	○
	ばい煙量等の測定義務(届出義務なし) ・ばい煙等の測定と記録(4万Nm3/h未満年2回) 松山市 K=11.5 測定結果の記録3年間保存 排出基準の遵守	・排ガス	-	-	-	-	-	焼却炉	過去3年間の記録確認	○
	公害防止管理者の選任と届出(廃棄物焼却炉は特定工場に未適用の為不要)		-	-	-	-	-	焼却炉	選任不要	○
	事故時の届出 ・施設の事故発生時の応急措置・知事への通報義務	・緊急時の対応	-	○	-	-	-	焼却炉	緊急連絡網の確立	○
ダイオキシン類 対策特別措置法 (環境)	特定施設設置届、構造変更時の事前届出 ・廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は燃焼能力50kg/h以上)	・廃棄物焼却炉 1基 (火床面積4.46㎡・能力500kg/時)	-	○	-	公害防止管理者不要 (特定業種以外のため)	-	焼却炉	不要	○
	・排ガス・燃え殻・ばいじんのダイオキシン類濃度測定(1回/年以上)	・排ガス	-	-	○	-	-	焼却炉	排ガス測定(最新):平成25年8月13日測定 数値は全て規制値内	○
廃棄物処理法 (環境・リサイクル)	・処分業許可申請 ・産業廃棄物処分業許可申請 ・特別管理産業廃棄物処分業許可申請	松山市 松山市	○ ○	- -	- -	- -	- -	第1工場~第7工場・事務所 第1工場~第7工場・事務所	平成31年5月30日まで有効 平成31年3月30日まで有効	○ ○
	・収集運搬業許可申請 ・産業廃棄物収集運搬業許可申請 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請 ・一般廃棄物収集運搬業許可申請	愛媛県、松山市、香川県、横浜市、福山市 愛媛県、横浜市、福山市 松山市、伊予市、東温市、砥部町、松前町	○ ○ ○	- - -	- - -	- - -	- - -	収集運搬・事務所 収集運搬・事務所 収集運搬・事務所	愛媛県(産廃):平成31年5月30日まで有効 愛媛県(特管):平成30年8月2日まで有効 松山市(一般):平成28年3月31日 伊予市(一般):平成28年3月31日 東温市(一般):平成28年3月31日 砥部町(一般):平成28年3月31日 松前町(一般):平成28年3月31日	○ ○ ○ ○ ○ ○
	・事業者の責務 ・廃棄物の自己責任による適正な処理 ・廃棄物の再生利用などにより減量化 ・国及び地方公共団体の施策に協力		- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	全部門 全部門 全部門	横浜市(産廃)平成27年10月31日まで有効 横浜市(特管)平成27年10月31日まで有効 福山市(産廃)平成27年11月18日まで有効	○ ○ ○
	一般廃棄物処理施設(設置許可) 産業廃棄物処理施設(設置届け)	選別、圧縮、梱包施設 産業廃棄物焼却施設 (火床面積4.46㎡・能力500kg/時)	- -	○ ○	- -	技術管理者 技術管理者	今城靖浩 天野隆章	事務所 事務所	施設の技術管理者免状確認 施設の技術管理者免状確認	○ ○
	・産業廃棄物処理責任者 ・木くず・がれき類破砕施設(破砕能力5トン/d以上)	破砕施設(油圧プレス)6t/h	-	○	-	-	-	第1工場	施設の設置届:平成13年5月23日	○

図表-20-2 環境関連法規制登録一覧表・順守評価表(2/6)

法規制登録日:平成26年4月1日
 順守評価日:平成27年3月21日(2回目)

代表取締役	環境管理責任者	環境事務局

法規制名称	規制内容	対象設備・物質等	許可	届出	報告	必要資格	資格保持者	対象部門	順守評価欄	判定
廃棄物処理法	・厚生省令で定める帳簿の保存 運搬:運搬年月、運搬方法、運搬先ごとの量、積替え保管量 運搬の委託:委託年月、受託者氏名住所許可番号、委託量 処分:処分年月、処分方法、処分量、埋立を除く持出量 処分の委託:委託年月、委託者氏名住所許可番号、委託量	運搬 運搬の委託 処分 処分の委託	-	-	-	-	-	事務所	収集運搬用帳簿及び処分用帳簿確認	○
	排出業者との書面にて契約 ・委託の基準(法12条、令6の2) ・委託契約(種類、数量、委託範囲、施設処理能力、支払い金額、有効期間) 許可証の写し ・平成18年7月以降作成の委託契約書には廃棄物データシート(WDS)を添えつける。 マニフェスト(管理票)運用(収集運搬、処理業者として役割) ・管理票交付日から指定の日迄にB2、D、E票の返送を行う ・全てのマニフェスト(管理票)写しは5年間保存 ・処分終了から10日以内にD票の返送する。 2次マニフェスト(中間発生物の排出者として役割) ・未回収マニフェストについては、「措置内容等報告書」を市長に報告	産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	-	-	-	-	-	事務所	最終処分先委託契約確認:オオノ開発㈱ 最終処分先委託契約確認:イーステージ㈱	○ ○
	・「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出 ・全てのマニフェスト(管理票)写しは5年間保存	・B2票、運搬終了(10日以内) ・D票、産業廃棄物(90日以内) ・D票、特別管理産業廃棄物(60日以内) ・E票、最終処分(180日以内)	-	-	-	-	-	事務所	マニフェスト伝票確認(平成21年度まで保管確認)	○
	保管基準(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物) 1、保管量 ・積替えは、搬出量の7倍分保管量管理 ・処分又は再生は、処理能力の14倍分の保管量管理 2、周囲に囲い(荷重が直接かかる場合構造耐力安全なものに限る) 3、掲示板(60cm×60cm以上) ・積替保管か処分保管か表示 ・廃棄物の種類、保管場所管理者の氏名又は名称及び連絡先 ・最大積上げ高さ(屋外で容器なし事業場の積替保管は除く) ・保管量「積替え、処分等のための保管上限」(産業廃棄物のみ) 4、廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止の処置 ・泥水が発生する恐れがある場合、底面を不透水性の材料で覆う ・最大積上げ高さを超えない(屋外で容器なし事業場の積替保管は除く) 5、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする。 6、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがない、仕切り等設置 7、特別管理産業廃棄物の種類に応じた措置を講ずる。 ・廃油類は容器に入れ密封揮発防止、高温にさらされない等の措置 ・酸、アルカリは容器に入れ腐食防止等の措置 ・PCBは腐食防止等の措置 ・廃石綿は飛散防止等の措置	・D票、産業廃棄物(90日以内) ・D票、特別管理産業廃棄物(60日以内) ・E票、最終処分(180日以内) 平成20年から前年度分の交付状況を報告	-	-	○	-	-	事務所	平成26年5月5日提出確認	○
	・「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出 ・全てのマニフェスト(管理票)写しは5年間保存	焼却物ヤード62m ³ (医療廃棄物特管物) 焼却物ヤード60 m ³ (紙クズ、木屑、廃プラ) 破砕機ヤード36 m ³ (廃プラ) 油圧プレスヤード126 m ³ (ガラス屑、陶器屑、瓦礫) 油圧プレスヤード54 m ³ (金属屑) 油圧プレスヤード27 m ³ (紙屑) 廃油タンク1.95m ³	-	-	-	-	-	全部門	許可看板及び保管施設の保管状況を確認 OK	○
	・「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正(平成18年) (産業廃棄物を収集する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)が必要) ・「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正(平成23年) (焼却施設の維持管理情報の公表・・・インターネット等で施設の維持管理情報の公開) (焼却施設に係る定期検査制・・・5年3ヶ月以内ごとに都道府県知事の検査を受ける。) (廃棄物処理施設における記録の作成・・・事故が発生し法第21条の2第1項にきていする事故時の措置を講じたときは記録を作成し3年間保存する。)	・収集運搬車両	-	-	-	-	-	収集運搬	特掃車両:全社39台	○
	・「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正(平成23年) (焼却施設の維持管理情報の公表・・・インターネット等で施設の維持管理情報の公開) (焼却施設に係る定期検査制・・・5年3ヶ月以内ごとに都道府県知事の検査を受ける。) (廃棄物処理施設における記録の作成・・・事故が発生し法第21条の2第1項にきていする事故時の措置を講じたときは記録を作成し3年間保存する。)	・焼却炉 ・焼却炉 ・許可施設	-	-	-	-	-	焼却炉 焼却炉 第1～第7工場	平成27年3月21日インターネットにて確認 次回許可更新の際に役所より指示あるとの回答 事故発生なし	○ ○ ○

図表-20-3 環境関連法規制登録一覧表・順守評価表(3/6)

代表取締役	環境管理責任者	環境事務局

法規制登録日:平成26年4月1日
 順守評価日:平成27年3月21日(2回目)

法規制名称	規制内容	対象設備・物質等	許可	届出	報告	必要資格	資格保持者	対象部門	順守評価欄	判定	
労働安全衛生法	・安全衛生管理体制 1)安全衛生委員会(月1回)議事録の作成 2)衛生管理者による週1回の巡回 ①危険有害性化学物質の譲渡に際し情報提供(法57の2) ②MSDSの交付を受けた事業者は労働者に対し内容を周知(法101) ・化学物質等安全データシート(MSDS)の管理 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について ・ばく露防止対策 1)特別教育、2)作業指揮者の選任、3)保護具 ・ダイオキシン類の濃度測定 (1回/6ヶ月)	焼却施設	-	○	-	・衛生管理者 ・安全管理者	天野 隆章 野中 佑也	全部門 全部門	安全会議議事録の確認 巡回の記録確認 保護具、作業手順の確認 作業環境測定結果確認:平成26年10月26日測定	○ ○ ○ ○	
消防法	・危険物貯蔵施設設置、変更時の市町村長の許可 ・危険物貯蔵施設設置、変更時の市町村長の許可 第4類引火性液体 第2石油類(軽油) 第4類引火性液体 第3石油類(重油) 第4類引火性液体 動植物油類(動植物油類廃油) 第4類引火性液体 第4石油類(タービン油) ・危険物取扱者の選任 ・防火管理者の選任(消防法第8条) ・指定可燃物置場の届出	・危険物給油取扱所(軽油) ・少量危険物貯蔵取扱所(重油) " (動植物油類廃油) ・少量危険物貯蔵所 (油圧プレス屋内タンク) ・廃プラスチック保管倉庫	-	○	-	-	・乙種危険物取扱者 ・防火管理者	天野隆章 加藤誠二	工場 工場 工場 全部門 第4工場	設置届:平成9年2月7日 設置届:平成9年1月29日 設置届:平成8年10月31日 設置届:平成9年2月21日 設置届:平成13年11月22日 危険物取扱者の確認OK 防火管理者の選任記録:平成21年1月8日 届出確認	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
毒物、劇物取締法	・対象物質(劇物) ・容器、貯蔵場所に白地に赤の文字で「劇物」の文字を表示 (貯蔵場所に現品カードを備え、在庫確認する) (作業現場及び保管場所に掲示する) ・盗難防止、社外への飛散、流出、施設の地下への浸透防止措置 ・事故時の応急処置と保健所、警察又は消防署に届出 ・盗難、紛失時は警察署に届出	・水酸化ナトリウム(苛性ソーダ) ・緊急時の対応 ・緊急時の対応	-	-	-	-	-	工場 工場 工場 工場	タンクに「劇物」の明記確認 緊急連絡網の確立 新倉庫:平成25年12月24日提出	○ ○	
使用済みの自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	・新車購入時又は車検時にリサイクル料金の負担	・収集車両、社用車、通勤車	-	-	-	-	-	事務所	全車両りサイクル券の確認OK	○	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	管理票の発行(小売店用、郵便局用の2種類)	<特定家庭用機器> ・ブラウン管式テレビ ・液晶、プラズマ式ディスプレイ ・冷蔵庫、電気冷蔵庫 ・洗濯機、衣類乾燥機 ・ユニット型エアコン	-	-	-	-	-	全部門	廃棄記録なし	○	
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)	① 第一種/第二種フロン類回収業者の知事登録及びフロン類破壊業者の大臣許可制度 ② 第一種特定製品を廃棄しようとするものは、第一種フロン類回収業者に引き渡す。回収業者は、フロン類の回収・運搬基準を遵守して破壊業者に引き渡す。 ③ フロン類回収業者は、フロン類の種類ごとに、回収量、破壊業者への引渡、再利用量等を記録し、事業所に保存する。 また、毎年、前年度分について、都道府県知事に報告しなければならない。	・業務用エアコン	○	-	-	・冷媒回収技術者	玉井 伸一	全部門	冷媒回収技術者確認OK 第一種フロン類回収業者登録通知書確認 平成29年2月24日まで有効 フロン類回収伝票確認 第一種フロン回収量等報告書:平成26年4月30日提出確認	○ ○ ○ ○	
土壌汚染対策法	・一定規模(3,000㎡)以上の土地形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告	・本社工場敷地(5,159.64㎡)	-	○	-	-	-	本社工場敷地	該当なし	-	

図表-20-4 環境関連法規制登録一覧表・順守評価表(4/6)

法規制登録日:平成26年4月1日
 順守評価日:平成27年3月21日(2回目)

代表取締役	環境管理責任者	環境事務局

法規制名称	規制内容	対象設備・物質	許可	届出	報告	必要資格	資格保持者	対象部門	順守評価欄	判定
高圧ガス保安法	高圧ガスによる災害を防止するため 1. 容器置き場は、充填容器及び残ガス容器をそれぞれ区分する 2. 転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷防止の措置 3. 充填容器等を積載する車両は、見やすい場所に警戒票を掲げること。 また、トラック等に積載する充填容器等には、転倒・転落による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置をすること	・フロン回収用ポンペ	-	-	-	-		第4工場 第4工場 第4工場	充てん有無の表示確認 転倒防止措置確認OK 作業手順書の確認OK	○ ○ ○
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	◆PRTR届出対象業種(一般、産業廃棄物処理業) ◆常用雇用者数21人以上の事業者 ◆ダイオキシン類特別措置法の特定施設設置者 ・対象物質:第1種指定化学物質 354物質 ・事業者は、化学物質の環境への排出量、廃棄物としての移動量を把握し、知事経由で国に届出(秘密情報は直接国へ) ・含有成分の年間取扱量を算出	・ダイオキシン類	-	-	○	-		第一工場	報告書類提出:平成26年5月16日提出確認	○
事業者の指定化学物質管理に係わる措置に関する指針	第1種指定化学物質の製造、使用、その他取扱いに係わる設備の改善、管理の方法 1. 化学物質の管理の体系化 ・化学物質管理方針の設定、管理計画の策定、管理計画の実施、組織体制の整備、作業要領の策定、教育・訓練の実施、他の事業者との連携(情報の提供)、管理状況の評価及び方針等の見直し								該当なし	-
資源の有効な利用の促進に関する法律 (改正リサイクル法)	再生資源の利用に努めること、使用後の物品を再生資源として利用 副産物を再生資源として利用 使用済み製品の自主回収・再資源化をすべき製品(メーカーの自主回収) 2品目・パソコン・密閉型蓄電池(小形2次電池)	・パソコン、密閉型蓄電池(小形2次電池)						事務所	届出義務なし(実施確認済)	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	国等における調達の推進 ◆国等の各機関は、毎年度、基本方針に即して調達方針を作成・公表→物品調達 地方自治体、事業者、国民 ◆物品購入等に際し、できる限り環境商品を選択(努力義務)	OCR用紙、シアソ [®] 感光紙、カー用印刷紙、ティッシュペーパー、トイレトペーパー 文具類、機器類: 回転ゴム印、粘着テープ、OAフィルター、デスクマット、鉛筆、タックラベル、名札等 18品目 OA機器、家電製品: 制服、作業服、作業手袋 低公害車: 紙類:コピー用紙、インクジェットカラープリンタ用塗工紙	-	-	-	-		事務所	グリーン購入リスト確認	○
エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	・企業全体でのエネルギー使用量の把握 ・「特定建築物」に指定された場合、新築・大規模改修を行う際、所管行政庁に対して省エネ措置の届出をすることがある。 また、維持保全状況を定期的(3年ごと)に報告する。 (特定建築物:企業全体のエネルギー使用量が1,500KL/年以上で対象) ・建築物(床面積の合計が300㎡以上)について、新築・増改築時における省エネ措置の届出及び維持保全の状況の報告が義務(平成22年4月1日以降新築・増築時)	電気、軽油、A重油、灯油 建物新築時(第4工場)	-	-	-	-		全部門 事務所	エネルギー使用量の把握確認OK 第四工場新設時に届出書確認。平成25年3月13日	○ ○
古物営業法	・公衆の見やすい場所に、国家公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。 ・古物市場に係る業務を適正に実施するための責任者として、管理者一人を選任しなければならない。 ・古物の受取り、受渡をしたときはその都度、帳簿等に記載し記録しておかなければならない。 (取引年月日、古物品及び数量、古物の特徴、相手方の住所・氏名・職業及び年齢)		○	-	-	-		事務所	看板の掲示確認済み 今城専務が責任者OK	○ ○

図表-20-5 環境関連法規制登録一覧表・順守評価表(5/6)

代表取締役	環境管理責任者	環境事務局

法規制登録日:平成26年4月1日
 順守評価日:平成27年3月21日(2回目)

法規制名称(区分)	規制内容	対象設備・物質	許可	届出	報告	必要資格	資格保持者	対象部門	順守評価欄	判定
計量法	計量証明の事業の登録(法第107条) ・登録の申請(名称、事業区分、所在地、事業区分に応じた計量士) ・事業規程の作成、届け出 ・計量証明検査(非自動はかり、分銅及びおもり)計量証明検査を受けるべき期間(1回/2年) ・計量証明事業者報告書・愛媛県に1回/年	・トラックスケール	- ○ - -	○ ○ - -	- - - ○	計量士 -	今城靖浩 -	事務所 事務所	計量証明事業登録証確認:平成13年2月13日登録 計量士確認OK 平成25年12月15日検査済み 平成26年5月20日提出済み	○ ○ ○ ○
道路交通法	・5台以上の自動車保有者は、1名以上の「安全運転管理者」を選任 ・20台につき「副安全運転管理者」を選任	・収集車両(44台)	- -	○ ○	- -	安全運転管理者 副安全運転管理者	上岡祐一 諸農利勝、青井一也	収集運搬 収集運搬	免許証確認OK(直近平成26年度受講済み) 免許証確認OK(直近平成26年度受講済み)	○ ○
愛媛県環境基本条例	事業者の責務 ・ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる。 ・製品その他の物が廃棄物となった場合に適切な措置を講ずる。 ・県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する。		- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	全部門	届出義務なし 届出義務なし 規制指定地域外の記録を確認 平成11年12月14日松山市より発行文章	○ ○ -
愛媛県公害防止条例	・国の法律により届出を義務付けられている特定施設等の届出は、権限の委譲により県知事に届出をする。 ・県条例による規制、基準の遵守 ・県条例による汚水等の量及び濃度の測定 ・県の依頼による上記汚水等の量及び濃度の測定結果の報告。 ・騒音・振動公害防止対策について		- -	- -	- -	- -	- -	全部門	大気汚染防止法に順ずる 届出義務なし 届出義務なし 対象外	○ ○ ○ ○
愛媛県産業廃棄物 適正処理指導要綱	・法、政令、省令その他の関係法令に定める事項を順守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。 ・県外産業廃棄物を処理しようとする時は、県外産業廃棄物処理事前協議書を知事に提出しなければならない。 ・保管・積替施設又は処理施設の故障、破損等により、産業廃棄物の適正処理が困難な状態に至ったときは、直ちに応急処置を講じて観光汚染を防止するとともに、事故状況報告書を知事に提出しなければならない。	・選別、圧縮、梱包施設 ・故障又は破損等が起きた場合は直ちに県に事故状況報告書の提出	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	全部門 全部門 全部門	届出義務なし 届出義務なし 事故等の発生なし	○ ○ ○
松山市条例	・松山市廃棄物処理条例(環境基本法に順ずる) ・松山のまちをみんなで美しくする条例(環境基本法に順ずる)		- -	- -	- -	- -	- -	全部門 全部門	届出義務なし 届出義務なし	○ ○
松山市廃棄物の減量 及び適正処理等に関する条例 (資源の持ち去り禁止)	・第16条第3項一般廃棄物を適正に自ら処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けたものにその処理を委託しなければならない。 ・事業用延べ床面積:1000m ² 以上の事業所、事業系一般廃棄物減量計画書 4月1日現在で作成し、6月末までに提出 ごみ集積場所に置かれた廃棄物のうち再利用の対象となる物として、市長が規則で指定するものについては、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、これらを収集し又は運搬してはならない。		- -	- ○	- -	- -	- -	全部門 事務所	処分先の契約書・許可証確認OK 平成26年6月10日提出確認	○ ○
組織が同意する その他の要求事項	地域住民との協定 ・操業報告を毎年1回松山市南吉田土地改良区責任者へ提出		-	○	-	-	-	事務所	操業報告提出確認:平成26年6月13日提出	○
地球温暖化対策の 推進に関する法律	・特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等 (排出量がCO ₂ 換算で3,000トン以上が対象)	・産業廃棄物焼却施設	-	-	○	-	-	事務所	数値把握確認(規制数値以下の為対象外)	-

図表-20-6 環境関連法規制登録一覧表・順守評価表(6/6)

代表取締役	環境管理責任者	環境事務局

法規制登録日:平成26年4月1日
 順守評価日:平成27年3月21日(2回目)

法規制名称(区分)	規制内容	対象設備・物質	許可	届出	報告	必要資格	資格保持者	対象部門	順守評価欄	判定
騒音規制法	・特定施設の設置・変更の工事開始前までの届出 ・代表者・事業場の名称等の変更・特定施設の廃止の場合30日以内の届出	・プレス機(6t/h) ・送風機 ・空気圧縮機	-	○	-	-	-	プレス機(6t/h) 焼却炉 焼却炉	規制指定地域外の記録を確認 平成11年12月14日松山市より発行文章	—
振動規制法	・特定施設の設置・変更の工事開始前までの届出 ・代表者・事業場の名称等の変更・特定施設の廃止の場合30日以内の届出	・プレス機(6t/h) ・送風機 ・空気圧縮機	-	○	-	-	-	プレス機(6t/h) 焼却炉 焼却炉	規制指定地域外の記録を確認 平成11年12月14日松山市より発行文章	—
水質汚濁防止法	・貯油及び貯蔵施設の破損等の事故により、油を含む水の公共用水域への排出または地下浸透により生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは直ちに応急措置を講じ速やかに届ける。 ・応急の措置を講じてないと知事が認めるときは、措置を講ずるように命ずることができる。 ・人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害の賠償責任	・軽油タンク(油水分離施設) ・焼却炉(水産課ナトリウムタンク)	-	○	-	-	-	軽油タンク 焼却炉	作業手順書及び清掃・点検実施記録確認 緊急事態発生なし	○ ○

マネジメントレビューの記録(定期・臨時)

作成日: 2015年 3月30日

文書の保管: 環境事務局
保管期限: 3年間

代表取締役

環境管理責任者



1/3

1. 日時: 2015年3月28日(土)10時00分~11時00分
2. 場所: 役員室
3. 会議の目的である事項(見直し項目)
 - ①環境方針
 - ②目的・目標
 - ③環境マネジメントシステムへのその他重要と思われる諸要素
4. システムの運用結果による見直し資料
 - ①内部監査の結果、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の結果
関連資料「内部監査結果報告書」、「監査指摘事項伝達書/是正予防処置確認書」、「順守評価」
 - ②苦情を含む外部利害関係者からのコミュニケーション
関連資料「環境情報記録票」
 - ③組織の環境パフォーマンス
関連資料「環境保全活動報告」
 - ④目的及び目標が達成されている程度
関連資料「目標値の達成管理表」
 - ⑤是正処置及び予防処置の状況
関連資料「不適合是正、予防処置報告書」
 - ⑥前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
関連資料「目標値の達成管理表」
 - ⑦環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況
関連資料「環境影響登録表」、「環境関連法規制登録一覧表」
 - ⑧改善の為の提案
関連資料「新規化学物質導入計画書」、「新規設備導入計画書」
5. 見直し会議召集通知の年月日: 2015年2月28日(土)
6. 出席者氏名: 天野社長、今城専務、玉井取締役部長、大崎課長(内部監査責任者)、天野課長(事務局責任者)以上5名
7. 記録: 天野隆章

No.	見直し事項	経営層及び環境管理責任者 言及	関連資料
1	環境方針	環境マネジメント活動に「環境方針」の内容が反映され、法規制を順守し、利害関係者からのクレームも発生していない為、有効に機能していると判断される。新年度を迎えるにあたり、目的目標の変更を行うので、それに合致するように内容を変更した為、環境方針(案)を事務局より提示して検討を行う。目的目標は全部門とも労災が続いたため、リスクアセスメントを実施し、労災や交通事故を減少しようという意見が出たため、それを採用して反映させるように決定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針(案) ・環境保全活動報告 ・目標値の達成管理表 ・環境影響登録表 ・環境関連法規制登録一覧表
2	環境目的・目標	<p><収集運搬業務のクレーム数の削減> クレーム数の減少では、2014年度は目標値6回に対して、8回と数値を超えてしまい、未達成となった。 主なクレームは従来からクレームの第1位であるごみ回収の取り忘れが50%を占めており、その他運転マナーに対するクレームなどが続いた。 各課ごとに集計をすると、清掃課は0件、資源課7件、特掃課1件と内容は全て把握しており、再発防止の是正は完了している。 次年度からも、当社の本来業務であるし、最後に未達成が発生した及び改善案が引き続き出ていることから、継続して実施することが決定する。</p> <p><会社全体の水道水の使用量削減> 今年度は、目標値2,195㎡に対して、使用量1,998㎡と削減の達成が出来た。 3年連続して削減が出来、社員間で節水の意識が高まって、個々の行動が結果に繋がったと思われる。 現場からは、限界という声も上がっているが、社員の意識を保つために次の3年も目標値を掲げて達成に向けて実施するように決定する。</p> <p><電力使用量の削減> 今年度は、当初全体で72,710kwhの目標値を掲げて運用してきたところ、実績値が66,774kwhと削減の達成が出来た。 この3年は工場を新設して、倉庫の使用用途が変更したり、設備を入れ替えたりして数値を軽微に変更して運用を行ってきた。 よって、数値が毎年変わり安定しない点もあった為、変更の場合の基準を明確にするよう今城専務より指示があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動報告 ・目標値の達成管理表

No.	見直し事項	経営層及び環境管理責任者 言及	関連資料
2	環境目的・目標	<p>来年からの3年間もISO開始から継続して行っている為、目標値を設定し、達成に向けて実施するよう決定する。</p> <p><産業廃棄物のリサイクル率の向上> 今年度は、年間目標59.8%以上に対して、58.2%と目標未達成となった。未達成となった原因を追究したところ、分別自体は手順通り行っているが、リサイクル率の数値が伸びなかった。 集計方法も見直したところ、産業廃棄物だけではなく、一般廃棄物も分母に加算されていた為、リサイクル率の数値が伸びなかった。 事務局の手違いで数値が伸びなかったため、集計表自体を見直し目標値を設定し、再度目的目標として掲げ実施することを決定する。</p> <p><環境負荷の少ない商品を購入する> 前年度も、従前通り続けて購入することが出来た。 2015年度も引き続き90%以上目標として掲げ運用するよう決定。</p> <p><工場内の整理・整頓・清掃・清潔を行う> <収集車両の洗車・清掃を行う> チェックリストにて管理が出来ている。 使用後は洗車を実施しており、車庫など停車している場所などにおいもなく、外部から来られたお客様などからも、好評を受けている。 2015年度も引き続き目的・目標として掲げ、運用していくように決定。</p> <p><環境支援活動の案内、要請があれば随時受入、他の活動への積極的参加> 高校生や大学生や企業など、様々な方々からの工場見学の依頼があり、全て受入が出来た。総計としては、10組・98名の方が弊社に来社した。 環境活動への参加は、1回参加しました。 今後も、地域との親交を深める為にも継続して続けるように決定する。 講習会への参加は、7回・9名の参加を行った。 新規資格取得者は、1名だった。 今年度は比較的、資格の人材がそろっていた為取得予定がなく運営が出来た。 こちらも引き続き、研修や他の支援要請への参加し、能力アップの為、継続して運用するよう決定する。 しかし、定年予定者がこれから発生するため、抜けが無いように計画を立てるよう社長より指示があった。</p>	<p>・環境保全活動報告 ・目標値の達成管理表</p>
3	環境マネジメントシステムへのその他重要と思われる諸要素	<p><コミュニケーションについて> 取り忘れ等のクレーム以外の苦情は発生していない。(業務に対しての苦情) 従前通り、環境方針は、社内掲示及び要請があれば配布を行うようにする。 著しい環境側面についても、要請があれば情報を公開するようにする。 一般家庭サービスも、特にクレームにつながる報告もなく、売り上げも順調に上がっている報告があり。</p> <p><法的及びその他の要求事項について> 法令に関しては、抜けなく登録されており、年2回の順守評価においても、法令順守が行われており、問題なく運用されている。 その他の要求事項に関しても、操業報告を地元町内会へ提出をしており、問題なく運用がなされている。 周辺地域の住民からのクレーム等もなく安定して経営がなされていると報告がある。 今後も、法律やその他要求事項は、最新情報のチェックを怠ることなく行い、コンプライアンスを徹底して行うように指示あり。</p> <p><文書管理について> サーベランスで指摘され、マニュアルの制定・改訂の設定が一貫してなく、見直しを行い文書を整理するよう指示がある。</p>	<p>・環境情報記録表</p> <p>・審査所見の詳細(JACO資料) ・環境関連法規制登録一覧表</p> <p>・環境マネジメントマニュアル</p>

No.	見直し事項	経営層及び環境管理責任者 言及	関連資料
3	環境マネジメントシステムへのその他重要と思われる諸要素	<p><内部監査について> 今年度の内部監査については、10月と3月に実施した。 監査結果は、すべて適合となっており、システム及びパフォーマンスが有効に機能している報告がある。 来年度についても、定期で2回の監査を行う予定の報告がある。 社長より、思考を変え、監査する側も変化を持たせてみていいのではないかと という意見があり、今後検討していく方向で決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部環境監査結果報告書 ・監査指摘事項伝達書／是正・予防処置確認書
		<p><不適合並びに是正処置及び予防処置について> 今年度は不適是正が4件あった。 内容は、リサイクル率の向上のところ、11月～3月の間、リサイクル率の累計値が連続オーバーになり、不適合是正の対象となった。 原因は、最終的に事務局の集計のところ、一般廃棄物量が分母に入っていてリサイクル率が上がらなかったというのが判明した。 現場では、当時色々な対策を講じてもらったが、集計の段階で設定違いが主たる原因と判明して、来年度からは集計表自体を見直して運用が出来るので、原因はつかめて是正は完了していると報告がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合是正、予防処置報告書 ・環境保全活動報告書 (予防処置報告書)
		<p><その他変化する周囲の状況> サーベランス審査を受けた際に、JIS規格の改正が来年度中に行われると教えて頂き、マニュアルの大幅な改訂が必要となってくると思われる。 必要な講習等があれば、事務局や内部監査及び各関係部門長はJACOなどの講習を受講し、計画をたてスムーズに移行できるよう早めから調査を行うように指示がある。 そして、もう一つは水銀の取扱に関して法律の改正の動きがあり、こちらも環境省の動向を観察し法改正があっても、業務が出来なくなるような準備を整えるように指示がある。</p>	